

| No | 意見対象                        | 該当箇所 |  | 提出されたご意見  | 日本 IT 団体連盟 情報銀行推進委員会の考え方  | 提出意見を踏<br>まえた修正の<br>有無 |
|----|-----------------------------|------|--|---|---|------------------------|
|    |                             | 頁    | 目次等  |   |   |                        |
| 1  | 「情報銀行」認定申請ガイドブック、モデル約款全般    |      |  | 3種のモデル約款はいずれも約款として必要な事項を具備しておらず、世間のいわゆる「標準約款」とは性質が異なっております。モデル約款の冒頭説明には「本モデル約款は情報銀行の認定にあたって最低限盛り込む必要がある事項を記載したもの」との記載がありますが、「認定にあたって」と考えますと不要と思われる条項も含まれております。本モデル約款の性質・役割については整理が必要と考えます。  | ご指摘の通り、「情報銀行」と情報提供元との間の「モデル約款」及び、「情報銀行」と情報提供先との間の「モデル約款」は、「標準約款」ではなく、それぞれにおける「個別契約」のモデルになります。従いまして、その趣旨を明確化するため、この2つについては、「モデル契約」と名称を変更します。   | 有                      |
| 2  | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 5    |  | 全体的に、包括同意によって情報銀行が個別に個人の同意を得ること無く、情報提供先に情報を提供するケース（P5に記載されている①のサービス）についてを主眼に書かれており、本人が個別に判断をするケース（P5に記載されている②-1のサービス）に適用するのは難しいのではないかと。個別に判断をするケースについては、別途基準を設ける等の整備をお願いしたい。                | ガイドブックについては、基本的に、本人が個別に判断するケース（以下「個別判断ケース」）についても適用可能です。ただし、ご指摘の包括同意によるケースのみを対象としている部分も一部あり、その点については個別判断ケースには適用されませんので、申請前にご相談いただければと思います。なお、個別判断ケースに関する基準を別途策定するか否か、お問合せ状況等を踏まえながら今後検討していきたいと思っております。 | 無                      |
| 3  | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 12   | 【4.2.3 事前申請書類の提出】②サービス事業内容／③サービス事業内容の範囲が特定できる図表等           | 記載範囲、粒度をどこまでとするかという観点で、サービス事業以外にも情報銀行のシステム構成や機能に触れる必要があるか等、章構成の例示が可能であれば、追記いただきたい。<br>また、申請前後の IT、システム投資並びに費用に関係するため、事前申請、本申請、認定決定の各フローの段階で、どこまで情報銀行の IT、システム面が準備されている必要があるか、前提条件が分かると望ましい。 | 情報提供元からどのようなデータの提供を受け、情報提供先にどのようなデータを提供し、利用者に対して、どのようなサービスを提供する事業がわかる資料をいただきたいと思っております。   | 無                      |
| 4  | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 12   | 【4.2.3 事前申請書類の提出】⑥データセンターの脆弱性診断の実施記録                       | 脆弱性診断の実施範囲がアプリケーション、ハード、NW、クラウドサービス等の情報銀行のシステム構成、機能が全体となるか、例示が可能であれば、追記いただきたい。  | 外部のデータセンターを利用の場合、安全対策のレベルを評価する情報セキュリティ格付による評価や、データセンター事業者が発行しているセキュリティに関するホワイトペーパーなどになります。また、自社のデータセンターの場合、経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」などのガイドラインに沿った内部監査の実施記録になります。                      | 無                      |
| 5  | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 15   | 【4.3.4 キックオフミーティング】①申請サービス事業の概要説明【申請事業者】／③申請サービス事業の確認【事務局】 | デモンストレーションや機能の確認とあるが、実際の情報銀行としての IT、システムを用いたものかどうか、前提条件が分かると望ましい。   | 実システムでデモンストレーションが行っていただくことが望ましいですが、できない場合には、本人への明示事項、同意、個人データの取得等の順序が確認できる画面キャプチャや画面フローなどをご説明していただいても構いません。   | 無                      |
| 6  | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 20   | "5.1 事業者の適格性<br>5.3.2 具体的基準"                               | 5.1 事業者の適格性<br>業務能力など<br>「情報提供先にも、「情報銀行」と同様、認定基準に準じた扱い（セ  | 「情報銀行」がこれからの新しいエコシステムであることから、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」を踏まえ、認定団体として、認定の意義である消費者個人の安心・安全を確保するために規定したことになります。「情  | 無                      |

|   |                             |    |             |   |  |   |
|---|-----------------------------|----|-------------|---|--|---|
|   | 案)                          |    |             | <p>セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等)を求めること」および</p> <p><b>5.3.2 具体的基準</b></p> <p>利用，保持及び開示の制限</p> <p>「情報提供先における個人データの取扱に関しては、自社と同様の個人情報保護の水準にあることを客観的に確認できること」について</p> <p>→ 情報銀行と同等のセキュリティ基準やガバナンス体制、個人情報保護の水準を情報提供先に求めることは、情報提供先の選択肢が著しく少なくなり、データの利活用が進まないのではないかと懸念する。包括同意によって情報銀行が個別に個人の同意を得ること無く、情報提供先に情報を提供する場合にはこの基準を適用することも考えられるが、情報銀行が情報提供先をある程度選別し、個人が個別に情報提供について承諾を行うケースにおいては、情報銀行と同等のセキュリティ基準やガバナンス体制を求めなくてもよいのではないかと懸念する。また、提供される情報の種類によって、この基準は柔軟に変更できるようにすべきではないかと懸念する。</p> | <p>情報銀行」がセキュリティ的に強固であっても、情報提供先がセキュリティ・ホールになってはいけません。従って、「情報銀行」においては、情報提供先についても十分な個人データの保護水準を満たしている者を選定する必要があります。そのため、情報提供先の選定基準は、少なくとも情報提供先の当該業務に関し、「情報銀行」と同等の個人情報保護の水準にあることを客観的に確認できる手順を確立する必要があります。そのような手順としては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」内の「適切な委託先選定」に準じ、「8.（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、特定提供先の業務内容に沿って、確実に実施されていることについて、あらかじめ確認できることが必要です。確認項目の例をあげると「個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する」や「個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする」などがあります。</p> <p>なお、ご指摘の「情報銀行が情報提供先をある程度選別し、個人が個別に情報提供について承諾を行うケース」については、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」等政府における検討状況や実際の認定状況など「情報銀行」の普及状況等も踏まえながら、総務省及び経済産業省等の関係機関とも相談しつつ、引き続き検討していきたいと思っております。</p> |   |
| 7 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 20 | 5 認定基準      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル分けは想定しない</li> <li>・データの信頼性などビジネス条のサービス品質を担保するものではない</li> <li>・データフォーマット等はできるだけ限定しない</li> </ul> <p>とありますが、</p> <p>「消費者が安心してサービスを利用するため」という観点からは、上記の3点については、認定機関によるレベル分け・データの品質保証のための規定、特にデータポータビリティ等を実装する場合におけるデータフォーマットの規定などは必要ではないでしょうか。</p>  | <p>「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」等政府における検討状況や実際の認定状況など「情報銀行」の普及状況等も踏まえながら、総務省及び経済産業省等の関係機関とも相談しつつ、引き続き検討していきたいと思っております。</p>  | 無 |
| 8 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 24 | 5.2.2 具体的基準 | <p>「情報銀行」事業に関する事項に対して「JIS Q 27001：2014 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項」（以下「27001」という。）及び「JIS Q 27002：2014 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティ管理策の実践のための規範」（以下「27002」という。）の要求事項を満たすものとしている。</p> <p>とありますが、要求事項を満たすことを示す書類（もしくは監査結果）があれば、両認証を必ずしも取得している必要がない、という</p>   | <p>ご理解の通りです。</p> <p>ステータスによらず提出書類は変わりません。JISQ15001:2017、JISQ27001:2014、JISX9250 及びガイドブック記載の基準について確認できる文書により、審査を行います。またプライバシーマークまたは ISMS 認証を取得していない場合（取得予定を含む）現地確認をさせていただく場合があります。</p>  | 無 |

|    |                             |    |               |   |   |   |
|----|-----------------------------|----|---------------|---|---|---|
|    |                             |    |               | 理解で合っていますでしょうか？ また、それぞれ取得予定・・・というようなステータスの場合の必要書類はどのようになりますか？   |   |   |
| 9  | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 24 | 5.2.2 具体的基準   | <p>「情報銀行」事業に関する事項に対して「JIS Q 27001：2014 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項」（以下「27001」という。）及び「JIS Q 27002：2014 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティ管理策の実践のための規範」（以下「27002」という。）の要求事項を満たすものとしている」<br/>                 について<br/>                 → ISMS の認証は 27001 に適合しているかどうかで審査されており、管理策の内容は運用者に任されている。情報銀行で取り扱う情報の種類によって求められる管理策は異なると考えられるため、27001 に適合していればよいのではないか。</p>   | <p>ご理解の通りです。ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。</p> <p>「情報銀行」事業に関する事項に対して「JIS Q 27001：2014 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項」（以下「27001」という。）の要求事項を満たすものとしている。なお、「JIS Q 27002：2014 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティ管理策の実践のための規範」（以下「27002」という。）については、「情報銀行」事業における安全管理措置として情報セキュリティ管理策を決定する際に適宜選択して利用することができる。」</p>  | 有 |
| 10 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 24 | 小規模データ提供先への配慮 | <p>「情報銀行」が、JIS のセキュリティ要件やプライバシーフレームワークを遵守している点は評価できますが、一方で、現状の基準では P マークや ISMS 認証の取れない小規模事業者はデータ提供先事業者として「情報銀行」を利用できなくなります。</p> <p>これは例えばデータ提供先に小規模な事業者が多く想定される地域型情報銀行や観光型情報銀行では普及の大きな障害になると考えます。</p> <p>このため、データ提供先として十分なセキュリティ要件を持つ大規模事業者に加え、中小の小規模事業者も活用できるような認定指針を検討してはどうでしょうか？</p> <p>例えば、包括同意で大規模な個人データを提供する場合に提供先で「情報銀行」に準じるセキュリティ要件やプライバシー原則の遵守は必須と考えますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別同意」で、</li> <li>・「同意した（利用目的に合致した最低限の）個人のデータを提供する場合」</li> </ul> <p>は、「情報銀行」の運営事業者が問題ないと判断した事業者には提供可能とする、などが考えられます。</p> | <p>「情報銀行」がこれからの新しいエコシステムであることから、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」を踏まえ、認定団体として、認定の意義である消費者個人の安心・安全を確保するために規定したものになります。「情報銀行」がセキュリティ的に強固であっても、情報提供先がセキュリティ・ホールになってはいけません。従って、「情報銀行」においては、情報提供先についても十分な個人データの保護水準を満たしている者を選定する必要があります。そのため、情報提供先の選定基準は、少なくとも情報提供先の当該業務に関し、「情報銀行」と同等の個人情報保護の水準にあることを客観的に確認できる手順を確立する必要があります。そのような手順としては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」内の「適切な委託先選定」に準じ、「8.（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、特定提供先の業務内容に沿って、確実に実施されていることについて、あらかじめ確認できることが必要です。確認項目の例をあげると「個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する」や「個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする」などがあります。</p> <p>なお、ご指摘の「情報銀行が情報提供先をある程度選別し、個人が個別に情報提供について承諾を行うケース」については、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」等政府における検討状況や実際の認定状況など「情報銀行」の普及状況等も踏まえながら、総務省及び経済産業省等の関係機関とも相談しつつ、引き続き検討していきたいと思っております。</p> | 無 |

|    |                             |       |  |   |  |   |
|----|-----------------------------|-------|--|---|--|---|
| 11 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 25    | 5.2.2 具体的基準（資産の管理）                             | 他事業と明確に区分され管理されていること、という定義は情報資産のどのレイヤーまで要求されるか、例示が可能であれば、追記いただきたい。  | 物理的にデータを分離することを要求するものではありません。利用目的終了後に、当該データを削除する場合、他のデータと同じデータベース中から、当該データを抽出して、消去できるようにラベリングするなど分けけて管理することを要求しています。   | 無 |
| 12 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 25    | 5.2.2 具体的基準（資産の管理）                             | 固有のデータセンター以外の環境に取り扱う情報を格納する場合、同環境にも JIS Q 27017 レベルの保護施策担保が必要でしょうか？<br>（例：自社のデータセンター環境に外部クラウドサービスを API 接続してデータ連携する場合の「外部クラウドサービス」）  | 外部クラウドサービスも審査の対象になるため、JIS Q 27017 レベルの保護施策担保が必要になります。  | 無 |
| 13 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 26、27 | 5.2.2 具体的基準（技術的セキュリティ／運用の情報セキュリティ／通信の情報セキュリティ） | 暗号化、不正検知、運用上のアップデート、ネットワーク分類などシステムアーキテクチャに関する記載があるが、認定基準及びその適合性の確認において技術的な水準等の指標が分かると望ましい。  | 指標は世の中のリスクに応じて変化しますので、指標は規定しておりません。  | 無 |
| 14 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 28    | 5.2.2 具体的基準（情報セキュリティインシデント管理）                  | 外部アタックテストなどのセキュリティチェックを定期的にとあるが、商用サービス開始後には容易に実施することは困難になると推察されるため、システム構成に大きな変更が発生した際等、実施タイミングを限定的とすることは考えられるか。   | JIS Q 15001 A3.7.2 内部監査「組織は、個人情報マネジメントシステムのこの規格への適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を少なくとも年一回、適宜に監査しなければならない」に準じ、「定期的」とは最低年一回とし、その他新たなリスクが発生した際に行っていただくことが必要と考えています。 | 無 |
| 15 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 28    | 5.2.2 具体的基準（情報セキュリティインシデント管理）                  | 「外部アタックテストなど」の「外部」は「自社以外の外部業者」を意味しますか？あるいは、自社環境の FW の外部からアタックテストを実施する（テスト実施者は社内・外部業者を問わない）という意味でしょうか？   | 後者になります。   | 無 |
| 16 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 33    | 5.3.2 具体的基準                                    | 5.3.2 具体的基準<br>利用，保持及び開示の制限<br>「個人データの利用，保持及び開示（提供を含む。）は，具体的，明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定すること」<br>について<br>→ 情報銀行では情報提供先での最終的な具体的な利用目的の定まっていないデータを保持することが考えられるが、そのようなデータ保持は認められないということか。<br>包括同意によって情報銀行が個別に個人の同意を得ること無く、情報提供先に情報を提供する場合には、この基準を適用することも考えられるが、<br>情報銀行が情報提供先をある程度選別し、個人が個別に情報提供について承諾を行うケースにおいては、情報銀行の保持する個人データに対し、情報銀行を通じて情報提供先が個別の利用目的に対する同意を個人に対して取得するケースは考えられないのか。 | 「情報銀行」としての利用目的が定まっていれば、その目的を達成するために必要な範囲において保持することは可能と考えられます。<br>ただし、情報提供先での利用目的が定まっていない場合には、「情報銀行」は当該提供先に提供することはできないと考えられます。<br>なお、ご指摘のケースは考えられます。          | 無 |

|    |                             |    |  |   |   |   |
|----|-----------------------------|----|--|---|---|---|
| 17 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 38 | 5.4 ガバナンス体制 ③諮問体制  | 構成員について他の情報銀行のデータ倫理審査会との兼務の可否等、選定する際の留意事項や前提条件などあれば、追記いただきたい。   | 「データ倫理審査会（仮）」の構成員については、他の「情報銀行」における同様の審査会の構成員と兼務していることも考えられます。  | 無 |
| 18 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 38 | 5.4 ガバナンス体制 ③諮問体制  | （監査役が所定の力量を満たす前提で）監査役会が「データ倫理審査会」を兼ねることは問題ないでしょうか？  | 認定基準上の要件を満たしているのであれば問題ありません。  | 無 |
| 19 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 41 | 5 認定基準と提出書類<br>5.5 事業内容<br>個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの個人情報の再提供の禁止 | 情報銀行Aが情報銀行Bに個人情報を第三者提供することがあり得る。情報銀行Bは当該個人情報の本人から別途同意を得ることで、当該個人情報をさらに別の第三者に提供することが可能と理解しているが、この認識でよろしいか。   | 情報銀行Bが本人から同意を得るために、情報銀行Aから提供を受けた個人情報を用いることは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の「3-1-3 利用目的による制限」に記載の通り問題ありません。そのうえで、情報提供先である情報銀行Bにおいて、本人から第三者提供の事前同意を得ることなど個人情報保護法第23条に基づく場合は、情報銀行Bからの再提供は可能と理解しています。ただし、そのような場合については、情報銀行Aの情報提供先である情報銀行Bからの再提供が認定基準において禁止されていることから、情報銀行Bからの当該第三者提供は情報銀行Aの認定の範囲外になります。 | 無 |
| 20 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 42 | 5.5 事業内容（個人のコントロールビリティを確保するための機能について）                          | 「情報銀行」に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止（同意の撤回）<br>「・指示を受けた以降、既に提供先に提供されたデータの利用が当該データの提供を受けた提供先で制限されるか否か、制限される場合にはどの範囲で制限されるかを、あらかじめ本人に明示すること」とありますが、<br>情報の提供時にも、利用停止後の制限が明示された上で、それらの提供の可否について判断することが可能となるべきではないでしょうか。   | 認定基準は最低限の基準を要求するものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、「情報銀行」において更なる措置をとることを妨げるものではありません。  | 無 |
| 21 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案） | 42 | 5.5 事業内容（個人のコントロールビリティを確保するための機能について）                          | 「情報銀行」に委任した個人情報の開示等<br>「他の事業者へのデータの移行等いわゆるデータポータビリティ機能を提供する場合には、その旨を明示すること」とありますが、この表現では、GDPR20条における「データポータビリティの権利」が、”他の事業者へのデータ移行”を、主に指していると誤解を招く可能性があるのではないのでしょうか？<br>前段の「「情報銀行」として取り扱う範囲のデータについては、本人確認によりログインしたサイト上で、一括して閲覧・ダウンロードできる仕組み」についても、「データポータビリティ」に含まれるのではないのでしょうか。 | ご指摘のとおり、「『情報銀行』として取り扱う範囲のデータについては、本人確認によりログインしたサイト上で、一括して閲覧・ダウンロードできる仕組み」についても「他の事業者へのデータの移行」と同様に「いわゆるデータポータビリティ機能」に含まれると考えています。  | 無 |
| 22 | 「情報銀行」認                     | 42 | 5.5 事業内容（個人のコントロールビリティ   | 開示請求の仕組みで、現行は「本人確認によりログインしたサイト  | ご指摘の点については、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する   | 無 |

|    |                                   |    |  |  |  |   |
|----|-----------------------------------|----|--|--|--|---|
|    | 定申請ガイドブック（ver 0.9_案）              |    | ティを確保するための機能について ④ 「情報銀行」に委任した個人情報の開示等）開示請求権への対応 | で、一括して閲覧・ダウンロードする仕組み」を例として記述しているが、個人の情報銀行間の乗り換えを容易にするために、認定基準に「本人確認のうえ、機械可読な形式で閲覧・ダウンロードする仕組みを提供する」と明記してはどうか？  | 検討会」等政府における検討状況や実際の認定状況など「情報銀行」の普及状況等も踏まえながら、総務省及び経済産業省等の関係機関とも相談しつつ、引き続き検討していきたいと思います。  |   |
| 23 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案）       | 48 | 個別同意型「情報銀行」向け認定基準やモデル約款の整備                       | 認定指針で、事業者が支援する個別同意型も認定対象となったはずですが、認定ガイドブックでの本項目に対する記述はP42の認定基準の①項に二行の記述があるだけです。<br>提案されている各社の情報銀行構想の多数が個別同意型であることを踏まえ、個別同意型の「情報銀行」を想定した認定基準やモデル約款の整備をお願いしたい。   | ガイドブックについては、基本的に、本人が個別に判断するケース（以下「個別判断ケース」）についても適用可能です。ただし、ご指摘の包括同意によるケースのみを対象としている部分も一部あり、その点については個別判断ケースには適用されませんので、申請前にご相談いただければと思います。なお、個別判断ケースに関する認定基準等を個別に策定するか否か、お問合せ状況等を踏まえながら今後検討していきたいと思います。                           | 無 |
| 24 | 「情報銀行」認定申請ガイドブック（ver 0.9_案）       |    |  | 情報銀行の範囲に関して、情報銀行の事業の趣旨ではなく営まれている既存事業については、本申請の対象外であることをご確認頂きたい。例えば、アンケート調査事業は個人が答える情報を第三者に提供するものであるが、情報銀行事業として申請不要であることを確認頂きたい。また、人工知能の機械学習におけるデータ収集事業に関しても、個人が回答する情報を収集し、業務として第三者に提供することがあるが、情報銀行の業務には該当しないことをご確認頂きたい。<br>上記のようにどのような事業者が情報銀行に該当するのかという問いに対する答えとして、例を交えて分かりやすく示したドキュメントを発行頂きたい。<br>あるいは、上記のような既存事業が該当するというのであれば、審査費用は高すぎるものであり、必要提出書類も多すぎるため、中小企業・零細企業を含めた既存事業を圧迫する結果になる恐れがあることをご確認・再検討頂きたい。<br>多くの提出書類に「(例)」と書いてあるが、提出必須書類であるかどうか、明確でないように見える。どのような企業も提出が要求されるのか、免除される必要があるのか、不公平感のないようにガイドラインを定義頂きたい。 | 認定の対象となる「情報銀行」の範囲については、本申請ガイドブックのP4～6になります。本認定は任意のものであるため、当該範囲のうち、認定を希望するものとして申請があったものについて、認定基準に照らし審査・認定をすることになります。<br>また、「提出書類（例）」については、「認定基準」への適合性を確認するために必要な書類として主なものを記載しているものであり、これら以外にその適合性を証明できる書類であれば審査対象とさせていただく趣旨になります。 | 無 |
| 25 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9_案） |    |  | 包括同意によって情報銀行が個別に個人の同意を得ること無く、情報提供先に情報を提供するケース（ガイドブック P5 に記載されている①のサービス）のみを対象にしているため、本人が個別に判断をするケース（P5 に記載されている②-1 のサービス）に適用するのは難しいのではないかと。<br>個別に判断をするケースについては、別途モデル約款を設ける等の整備をお願いしたい。   | ご指摘のモデル約款については、基本的に、本人が個別に判断するケース（以下「個別判断ケース」）についても適用可能です。従って、その趣旨を明確化するため、1項にまとめていたものを2項に分けて記載しました。<br><br>第●条（本個人情報の利用目的及び第三者提供に関する同意）<br>1. 受任者は、第●条【注：上記の「委任及び業務範囲」参照】1項に定める委任に係る業務（以下「本委任業務」という。）の対象となる本個人                  | 有 |

|    |                                  |      |   |  |   |   |
|----|----------------------------------|------|---|--|---|---|
|    |                                  |      |   | <p>情報、その取得方法、利用目的及び第三者提供に係る条件について、委任者に通知の上、委任者から予め同意を取得するものとする。</p> <p>2. 受任者は、前項の第三者提供に係る条件について委任者から同意を取得する際には、①提供先第三者（個社名）、その利用目的及び第三者提供の対象となる本個人情報項目または、②それらについての判断基準および判断プロセス、のいずれかについて、委任者に通知の上、委任者から予め同意を取得するものとする。</p> <p>ただし、ご指摘の包括同意によるケースのみを対象としている部分については個別判断ケースには適用されませんので、申請前にご相談いただければと思います。なお、個別判断ケースに関するモデル約款を個別に策定するか否か、お問合せ状況等を踏まえながら今後検討していきたいと思ます。</p> |   |   |
| 26 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 1    | 第●条（目的）中の「個人情報」について   | <p>実際の情報銀行ビジネスモデルでは、個人情報に限られないパーソナルデータの取扱いも想定されるため、個人情報に限定しない記載ぶりへの変更することでモデル約款の汎用性が高まるかと思ます。</p>  | <p>申請ガイドブックにおける「認定の対象となる『情報銀行』の範囲」のP6のとおり、「個人情報」ではない「統計データ又は匿名加工情報のみを扱うサービスを提供する場合は認定の対象」ではありません。</p>   | 無 |
| 27 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 1, 2 | 【本個人情報の利用目的及び第三者提供に関する同意・第三者提供における受任者の義務】   | <p>サービス事業の開始前からデータ倫理審査会の承認が必要というようにも読み取れるが、情報銀行の設立時のデータ倫理審査会の承認行為の前後関係やフロー等、前提条件が分かると望ましい。</p>   | <p>「情報銀行」の認定については、プライバシーマークやシェアリングエコノミー認証と同様、基本的には、既に提供されているサービス事業又は既に設立されている法人が対象となります。他方で、その提供時又は設立時と併せて認定を行う場合も考えられるところ、その場合にはサービス事業の提供前又は法人の設立前の時点において申請することになりますので、申請前にご相談いただければと思います。</p>   | 無 |
| 28 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 2    | <p>第三者提供に関する受任者の義務</p> <p>提供先第三者から他の第三者に提供することを禁止すること。ただし、次に掲げる場合には、他の第三者に対する提供に該当しないものとする</p> <p>(ア) 提供先第三者が利用目的の達成に必要な範囲において本個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該本個人情報が提供される場合</p> <p>(イ) 合併その他の事由による事業の承継に伴って本個人情報が提供される場合</p> | <p>情報銀行Aが情報銀行Bに個人情報を第三者提供することがあり得る。情報銀行Bは当該個人情報の本人から別途同意を得ることで、当該個人情報をさらに別の第三者に提供することが可能と理解しているが、この認識でよろしいか。</p>   | <p>情報銀行Bが本人から同意を得るために、情報銀行Aから提供を受けた個人情報を利用することは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の「3-1-3 利用目的による制限」に記載の通り問題ありません。そのうえで、情報提供先である情報銀行Bにおいて、本人から第三者提供の事前同意を得ることなど個人情報保護法第23条に基づく場合は、情報銀行Bからの再提供は可能と理解しています。ただし、そのような場合については、情報銀行Aの情報提供先である情報銀行Bからの再提供が認定基準において禁止されていることから、情報銀行Bからの当該第三者提供は情報銀行Aの認定の範囲外になります。</p> | 無 |
| 29 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 2    | 第●条（第三者提供における受任者の義務）について  | <p>1 (1) ②では開示、1 (1) ③では公表が義務付けられている。各条項の目的に沿って開示対象者を明確化することが望ましい。</p> <p>&lt;理由&gt;適切な第三者に情報開示していくことが、個人データの利</p>   | <p>モデル約款は認定にあたって必要最低限の事項を規定するものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。</p>   | 無 |

|    |                                   |   |  |  |  |   |
|----|-----------------------------------|---|--|--|--|---|
|    | 間（ver 0.9_案）                      |   | 活用に必要な安心・安全に繋がるため  |  |  |   |
| 30 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9_案） | 2 | 第●条（第三者提供における受任者の義務）<br><br>⑥本個人情報について、受任者又は提供先第三者が利用停止等を行った場合には、利用停止等された本個人情報の項目をそれぞれの相手方に通知すること及び委任者が受任者に対し本個人情報の委任を撤回し、提供先第三者が受任者からその旨の通知をから受けた場合には、提供先第三者はすみやかに委任者にかかる本個人情報の利用を停止すること<br>とありますが、<br>利用停止が適切に行われたことを、委任者が確認する方法については定める必要はないのでしょうか？3項に関しても同様です。   | モデル約款は認定にあたって必要最低限の事項を規定するものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。                                       | 無  |   |
| 31 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9_案） | 3 | 第●条（受任者のその他の義務）<br>7. 受任者は、受任者が保有する委任者の個人情報のうち、本約款に基づき受任者が取得した本個人情報とそれ以外の情報を分別して管理しなければならない。   | 「分別して管理」は、データベースを別にせよということであれば、現実的ではないと感じます。   | 物理的にデータを分離することを要求するものではありません。利用目的終了後に、当該データを削除する場合、他のデータと同じデータベース中から、当該データを抽出して、消去できるようにラベリングするなど区分けして管理することを要求しています。  | 無 |
| 32 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9_案） | 3 | 第●条（第三者から受任者に対する個人情報の移行）<br>2. 受任者が、前項に定める本個人情報の移行を受ける場合には、受任者は、提供元事業者との間で、次の事項を含む本個人情報の移行に関する契約（以下「提供元本個人情報提供契約」という。）を締結するものとする。<br><br>（1）提供元事業者から受任者に対し移行される本個人情報（以下「移行対象本個人情報」という。）の形式及び提供の方法<br>【注：セキュリティ要件を含むがこれに限られない。】<br>（2）受任者における移行対象個人情報の利用範囲及び取扱条件の制限に関する事項<br>（3）受任者において、移行対象個人情報の漏えい等が発生した場合には、すみ | 「情報銀行と提供元事業者がどのような形式でデータをやりとりするか」等は、情報預託者にとっては関係ないことではないでしょうか。<br>当該条項の全てが情報予約者と無関係ということではないですが、表現方法も含め全体的に見直したほうが良いと感じます。 | ご指摘のデータの「形式」等については、消費者個人が安心・安全にサービスを利用するために必要な事項として、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」に規定されているものです。<br>なお、消費者個人とのモデル約款において「形式」という表現は分かり難いので、ご指摘を踏まえ、形式及び提供方法 に関する記述は改めます。 | 有 |

|    |                                  |   |   |   |   |   |
|----|----------------------------------|---|---|---|---|---|
|    |                                  |   | やかにその詳細について提供元事業者に報告すること  |   |   |   |
| 33 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 3 | 第●条（受任者のその他の義務）について   | 7において、受任者は本約款に基づき取得した個人情報とそれ以外の情報を分別して管理することが義務付けられている。チェーンウォール等分別管理のレベル感を明記すべきと考える   | ご指摘の部分は、物理的にデータを分離することを要求するものではありません。利用目的終了後に、当該データを削除する場合、他のデータと同じデータベース中から、当該データを抽出して、消去できるようにラベリングするなど区別して管理することを要求しています。  | 無 |
| 34 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 3 | 第●条（第三者から受任者に対する個人情報の移行）  | 「受任者が、前項に定める本個人情報の移行を受ける場合には、受任者は、提供元事業者との間で、次の事項を含む本個人情報の移行に関する契約（以下「提供元本個人情報提供契約」という。）を締結するものとする。」<br>について<br>→個人（委任者）の指示に従って移行を行うのであれば、提供元と情報銀行との契約は必要無いのではないかと。これを条件にすることは、結局、データを持っている企業の思う通りにしかならず、個人の意志でのデータ流通・データ利用ができない。 | ご指摘の契約については、「情報銀行」と情報提供元との間における相互の権利義務を明確化し、消費者個人が安心・安全にサービスを利用するために必要なものとして、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」において、「モデル約款の記載事項」として規定されているものです。他方、個別の事案ごとに不要となることも考えられますので、申請前にご相談いただければと思います。 | 無 |
| 35 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 4 | 第●条（損害賠償）   | モデル約款に対し受任者側に契約修正（範囲の限定、賠償額の予定、請求期間の限定など）を追加することは許容されている、と判断してよろしいでしょうか？  | モデル約款は認定にあたって必要最低限の事項を規定するものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。  | 無 |
| 36 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 4 | 第●条（受任者が提供する機能）   | 「受任者は、委任者において簡易迅速で負担なく本個人情報の開示等の請求等を行うことを可能とする機能を提供するものとする。」<br>について<br>→「負担なく」というのは金銭的な負担も含まれるのか。個人情報保護法では開示請求に対して費用を請求することは認められているが、情報銀行では費用の請求は認められないという理解でよいか。  | ご指摘の部分は「開示等の請求等」について、それ「を行うことを可能とする機能」自体に「負担（金銭含む）なく」提供することを規定したのになります。なお、「開示等の請求等」については個人情報保護法第33条第1項に規定するとおりであり、費用を請求することは認められています。   | 無 |
| 37 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 5 | 第●条（本委任業務にかかる契約の終了）<br>1. 受任者が、本委任業務を含む個人情報信託サービスとしての事業を終了する場合、受任者は、委任者に対し、相当な期間を定めて当該終了を通知するものとする。当該終了後、受任者は直ちに本個人情報の利用・活用を停止する。ただし、契約の終了により、委任者が損害を被る場合には、受任者は当該損害を賠償する責任を負う。 | 設定した期間が適当であるかは認定側で判断することで、約款上では具体的な期間を定めるべきではないでしょうか。   | モデル約款は、認定にあたり最低限必要な事項を定めるものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、具体的な期間など「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。   | 無 |

|    |                                  |   |   |  |   |   |
|----|----------------------------------|---|---|--|---|---|
| 38 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 5 | 第●条（本委任業務にかかる契約の終了）<br>4. 委任者に第●条【注：上記の「委任者の義務」参照】その他の本委任業務にかかる契約上の義務の違反があった場合には、前項に関わらず、受任者は直ちに本委任業務にかかる契約を解除することができる。前項但し書きはこの場合にも準用する。 | 情報預託者に義務違反があった場合においても、情報銀行が損害賠償の責を負うのは不相当ではないでしょうか。  | ご指摘を踏まえ、下記のように修正します。<br><br>3. 受任者は、委任者に対して相当な期間を定めて通知をすることにより、いつでも本委任業務にかかる契約を解除し終了させることができる。<br><br>4. 委任者に第●条【注：上記の「委任者義務」参照】その他の本委任契約上の義務の違反があった場合には、受任者は、相当な期間を定めた催告のうえ、義務違反が解消されない場合には、本委任業務にかかる契約を解除することができる。ただし、義務違反が性質上解消不可能なものである場合または委任者・受任者間の信頼関係を失わせるものである場合には、受任者は、直ちに本委任業務にかかる契約を解除することができる。 | 有 |
| 39 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 5 | 第●条（本委任業務にかかる契約の終了）   | 契約の終了により委任者が損害を被る場合、とあるが損害内容のバリエーションが多岐に渡ることも推察されるため、例示が可能であれば、追記いただきたい。   | 約款という性質上、約款内に例示を記載することは控えさせていただきます。   | 無 |
| 40 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 5 | 第●条（損害賠償）中の「本個人情報情報の漏えい等」について   | 「本個人情報情報の漏えい、滅失、毀損」と記載することで、責任の範囲が明確になると思われます。   | ご指摘を踏まえ、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）79頁の定義のとおり、修正します。   | 有 |
| 41 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 5 | 第●条（免責事項）   | 「1 受任者は、提供先第三者から委任者に提供される対価（金銭に限らない）の交付又はサービス（以下「対価の交付等」という。）の保証は行わない。」とありますが、<br>その場合、委任者は自ら提供第三者に対価の請求をする、また、対価が支払われていないことに対する立証責任を委任者が負うということになるのでしょうか？その場合、本サービスにおける利用者の保護が不十分のように思われます。 | 対価の交付等については、提供先第三者と委任者との間の契約によります。なお、「情報銀行」と情報提供先との間のモデル約款においては次の事項が規定されており、「情報銀行」において一定の利用者の保護を図ることとされています。<br>「特定提供先が対価の交付等の義務を怠るときは、当社は、特定提供先に代わって本サービスの利用者に対して、対価の交付等を行うことができる。この場合、特定提供先は当該対価の交付等に要した費用の総額について、当社からの求償に応じるものとする。」  | 無 |
| 42 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 5 | 第●条（本委任業務にかかる契約の終了）   | 本条文における「本個人情報情報の利用・活用を停止」および「本個人情報情報を削除」に関して<br>利用停止・削除が適切に行われたことを、委任者が確認する方法については定める必要はないのでしょうか？  | モデル約款は、認定にあたり最低限必要な事項を定めるものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。   | 無 |
| 43 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案） | 5 | 第●条（本委任業務にかかる契約の終了）   | 「受任者が認定団体から認定を取消された場合は、上記1と同様とする。」について<br>→情報銀行業務を行う場合に、認定取得が義務になる場合は理解できるが、いまはそうではないため、認定を取り消された場合も賠償責任があるというのは、認定団体が権力を持ち過ぎなのではないか。  | 認定を取り消された場合については、認定を受けた「情報銀行」サービスが終了することになると考えられるため、そのような場合には「上記1」と同様とするという事項になります。なお、認定の取消しに関する欠格事項及び事業者に対する措置については、今後、公表する予定です。   | 無 |

|    |                                     |     |  |  |   |   |
|----|-------------------------------------|-----|--|--|---|---|
| 44 | 【別添1】モデル約款：個人と「情報銀行」の間（ver 0.9案）    | 5   | 第●条（本委任業務にかかる契約の終了）                            | 「受任者において、本個人情報の利用目的が終了しており、かつ本個人情報を保有する法令上の必要性がない場合には、受任者は、本個人情報を削除するものとする。」について<br>→<br>情報銀行では情報提供先での最終的な具体的な利用目的の定まっていないデータを保持することが考えられるが、そのようなデータ保持は認められないということか。 | 「情報銀行」としての利用目的が定まっていれば、その目的を達成するために必要な範囲において保持することは可能と考えられます。<br>ただし、情報提供先での利用目的が定まっていない場合には、「情報銀行」は当該提供先に提供することはできないと考えられます  | 無 |
| 45 | 【別添2】モデル約款：「情報銀行」と情報提供元の間（ver 0.9案） | 1   | 第●条（提供データ、提供の方法）                               | 形式、提供方法に関する粒度がシステムドキュメント寄りの記載となっているが、約款に記載すべきボリュームとなるか、例示が可能であれば、追記いただきたい。   | ご指摘を踏まえ、形式、提供方法に関する記述は次のとおり修正します。<br><br>本サービスに関して特定提供元から取得する個人データ（以下「提供個人データ」という。）の形式及び提供方法は、以下のとおりとする。<br>（1）形式：【注：データ形式を別途定める】<br>（2）提供方法：【注：提供環境のセキュリティ要件(ネットワーク経由でデータ提供する場合のVPNの設定、提供個人データを受領するパソコンやサーバの特定や当該パソコン等の管理責任者等の限定等)や、特定提供元から当社が取得する場合や個人が特定提供元からダウンロードし当社に提供する場合などにおける仕組みや手法などを別途定める】 | 有 |
| 46 | 【別添2】モデル約款：「情報銀行」と情報提供元の間（ver 0.9案） | 1   | 第●条（提供個人データの取扱いの訂正等）                           | 提供個人データの取扱いの訂正等とあるが、取扱いという定義が管理方法を指すのか、データ自体の誤りを指すのか、前提条件が分かると望ましい。  | ご指摘を踏まえ、「提供個人データの内容について、利用者からの修正に基づく訂正等を行った場合には」に修正します。   | 有 |
| 47 | 【別添2】モデル約款：「情報銀行」と情報提供元の間（ver 0.9案） | 1   |  | 「当社は、本サービス実施の目的の範囲でのみ、提供個人データを利用するものとする。」<br>について<br>→本人が個別に判断をするケースについては、都度利用目的を本人に提示するため、提供元との約款の中には必要ないのではないかと。   | ご指摘の契約については、「情報銀行」と情報提供元との間における相互の権利義務を明確化し、消費者個人が安心・安全にサービスを利用するために必要なものとして、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」において、「モデル約款の記載事項」として規定されているものです。他方、個別の事案ごとに不要となることも考えられますので、申請前にご相談いただければと思います。   | 無 |
| 48 | 【別添2】モデル約款：「情報銀行」と情報提供元の間（ver 0.9案） | 1,2 | 第●条（提供個人データの取扱いの訂正等）<br>第●条（提供個人データの取扱いの利用停止等） | 各条における<br>「利用者から提供個人データの取扱いについて、(基づく)利用停止等を行った場合には」「利用者から提供個人データの取扱いについて、訂正等を行った場合には」<br>の文言について、「利用者から」がどこにかかっているのかわかりにくいです。  | ご指摘を踏まえ、それぞれ「提供個人データについて、利用者からの請求に基づく利用停止等を行った場合には」、「提供個人データの内容について、利用者からの修正に基づく訂正等を行った場合には」に修正します。   | 有 |
| 49 | 【別添2】モデル約款：「情報銀行」と情報提供              | 2   | 第●条（提供個人データの取扱いの利用停止等）                         | 「2. 当社は、利用者から提供個人データの取扱いについて、利用停止等を行った場合には、利用者に対し特定提供元にその旨を連絡するよう依頼するものとする。」   | 「情報銀行」から情報提供元に利用者の提供個人データの利用停止等その旨を伝えたとしても、情報提供元において当該利用者の本人確認ができないため、当該利用者本人から情報提供元にその旨を伝える必要があると考   | 無 |

|    |                                       |   |                         |  |   |   |
|----|---------------------------------------|---|-------------------------|--|---|---|
|    | 元の間 (ver 0.9_案)                       |   |                         | とありますが、利用者に特定提供元への連絡を課すことの妥当性が不明です。  | えています。  |   |
| 50 | 【別添2】モデル約款:「情報銀行」と情報提供元の間 (ver 0.9_案) | 2 | 第●条 (提供個人データの取扱いの利用停止等) | <p>「3. 当社は、利用者から委任の撤回があった場合には、利用停止を行い、かつ、利用停止された提供個人データの項目を特定提供元に通知し、当該通知を受けた特定提供元は、すみやかに利用者にかかる当該提供個人データの当社への提供を停止するものとする。ただし、当社において、当該提供個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、利用者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではないが、利用者から委任の撤回があった旨を特定提供元に通知し、当該通知を受けた特定提供元は、すみやかに利用者にかかる当該提供個人データの当社への提供を停止するものとする。」</p> <p>とありますが、利用停止が適切に行われたことを、利用者が確認する方法については定める必要はないのでしょうか？</p> <p>また、「当該提供個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、利用者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない」とされていますが、基準があいまいなことで、利用者にとって不利益が生じる可能性が残ってしまうのではないのでしょうか。</p> | <p>モデル約款は、認定にあたり最低限必要な事項を定めるものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、利用停止について利用者が確認する方法など「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。</p> <p>また、ご指摘の部分については、個人情報保護法第30条第2項に基づくものであり、多額の費用を要する場合の例として、市販の名簿に掲載している本人の個人データについて、利用停止を求められた際、販売した名簿の回収を求めものではなく、今後、作成する名簿に掲載しない等の処置で可とするものです。</p> | 無 |
| 51 | 【別添2】モデル約款:「情報銀行」と情報提供元の間 (ver 0.9_案) | 2 | 第●条 (提供個人データの取扱いの利用停止等) | <p>「4. 当社又は特定提供元において、提供個人データの利用目的が終了し、当該提供個人データを保有する法令上の必要性がない場合には、当社は、当該提供個人データを削除するものとする。」</p> <p>とありますが、提供個人データの削除が適切に行われたことを、利用者が確認する方法については定める必要はないのでしょうか？</p>  | <p>モデル約款は、認定にあたり最低限必要な事項を定めるものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、提供個人データの削除について利用者が確認する方法など「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。</p>  | 無 |
| 52 | 【別添2】モデル約款:「情報銀行」と情報提供元の間 (ver 0.9_案) | 2 | 第●条 (契約終了後の措置)          | <p>「当社は、本契約の終了後、速やかに受領済みの提供個人データ（複製物を含む）を全て廃棄または消去する。」</p> <p>とありますが、提供個人データの削除が適切に行われたことを、利用者が確認する方法については定める必要はないのでしょうか？</p>  | <p>モデル約款は、認定にあたり最低限必要な事項を定めるものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、提供個人データの削除について利用者が確認する方法など「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。</p>  | 無 |
| 53 | 【別添3】モデル約款:「情報銀行」と情報提供先の間 (ver 0.9_案) | 2 |                         | <p>包括同意によって情報銀行が個別に個人の同意を得ること無く、情報提供先に情報を提供するケース（ガイドブック P5 に記載されている①のサービス）が主な対象として考えられており、本人が個別に判断をするケース（P5 に記載されている②-1 のサービス）に適用するのは難しいのではないかと。</p>   | <p>ご指摘のモデル約款については、基本的に、本人が個別に判断するケース（以下「個別判断ケース」）についても適用可能です。</p> <p>ただし、ご指摘の包括同意によるケースのみを対象としている部分については個別判断ケースには適用されませんので、申請前にご相談いただければと思います。なお、個別判断ケースに関するモデル約款を個別に策定す</p>  | 無 |

|    |                                      |     |  |  |  |   |
|----|--------------------------------------|-----|--|--|--|---|
|    |                                      |     |  | 個別に判断をするケースについては、別途モデル約款を設ける等の整備をお願いしたい。   | るか否か、お問合せ状況等を踏まえながら今後検討していきたいと思いません。   |   |
| 54 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間(ver 0.9_案) | 1   | 第●条（提供データ、提供の方法）                               | 形式、提供方法に関する粒度がシステムドキュメント寄りの記載となっているが、約款に記載すべきボリュームとなるか、例示が可能であれば、追記いただきたい。   | ご指摘を踏まえ、形式、提供方法に関する記述は次のとおり修正します。<br><br>本サービスに関して特定提供先に提供される個人データ（以下「提供個人データ」という。）の形式および提供方法は、以下のとおりとする。<br>（1）形式：【注：データ形式を別途定める】<br>（2）提供方法：【注：提供環境のセキュリティ要件(ネットワーク経由でデータ提供する場合のVPNの設定、提供個人データを受領するパソコンやサーバの特定や当該パソコン等の管理責任者等の限定等)や、当社が特定提供先に提供する場合などにおける仕組みや手法などを別途定める】 | 有 |
| 55 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間(ver 0.9_案) |     | 第●条（提供データ、提供の方法）                               | 「本サービスに関して特定提供先に提供される個人データ（以下「提供個人データ」という。）の形式および提供方法は、以下のとおりとする。」<br>について<br>→提供方法を提供先との契約で予め指定しまうと、提供方法が変更されるたびに追加の覚書等を締結する必要があるため、別途定める等にしたい。                                 | ご指摘を踏まえ、形式、提供方法に関する記述は次のとおり修正します。<br><br>本サービスに関して特定提供先に提供される個人データ（以下「提供個人データ」という。）の形式および提供方法は、以下のとおりとする。<br>（1）形式：【注：データ形式を別途定める】<br>（2）提供方法：【注：提供環境のセキュリティ要件(ネットワーク経由でデータ提供する場合のVPNの設定、提供個人データを受領するパソコンやサーバの特定や当該パソコン等の管理責任者等の限定等)や、当社が特定提供先に提供する場合などにおける仕組みや手法などを別途定める】 | 有 |
| 56 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間(ver 0.9_案) | 1   | 第●条（提供個人データの取扱いの訂正等）                           | 提供個人データの取扱いの訂正等とあるが、取扱いという定義が管理方法を指すのか、データ自体の誤りを指すのか、前提条件が分かると望ましい。  | ご指摘を踏まえ、「提供個人データの内容について、利用者からの修正に基づく訂正等を行った場合には」に修正します。  | 有 |
| 57 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間(ver 0.9_案) | 1   | 第●条（利用目的）                                      | 「特定提供先は、以下2に定める本サービスの実施の目的の範囲でのみ、提供個人データを利用するものとする。」<br>について<br>→予め利用目的を契約に定めてしまうと、包括的にさまざまな利用目的を記載することになってしまうことになる。本人が個別に判断をするケースについては、都度利用目的を本人に提示するため、提供先との契約の中には必要ないのではないかと。 | ご指摘のモデル約款については、基本的に、本人が個別に判断するケース（以下「個別判断ケース」）についても適用可能です。<br>ただし、ご指摘の包括同意によるケースのみを対象としている部分については個別判断ケースには適用されませんので、申請前にご相談いただければと思います。なお、個別判断ケースに関するモデル約款を個別に策定するか否か、お問合せ状況等を踏まえながら今後検討していきたいと思いません。  | 無 |
| 58 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間(ver 0.9_案) | 1,2 | 第●条（提供個人データの取扱いの訂正等）<br>第●条（提供個人データの取扱いの利用停止等） | 各条における<br>「利用者から提供個人データの取扱いについて、(基づく)利用停止等を行った場合には」「利用者から提供個人データの取扱いについて、訂正等を行った場合には」<br>の文言について、「利用者から」がどこにかかっているのかがわかり   | ご指摘を踏まえ、それぞれ「提供個人データについて、利用者からの請求に基づく利用停止等を行った場合には」、「提供個人データの内容について、利用者からの修正に基づく訂正等を行った場合には」に修正します。  | 有 |

|    |                                      |   |  |   |  |   |
|----|--------------------------------------|---|--|---|--|---|
|    |                                      |   |  | にくいです。  |  |   |
| 59 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間（ver 0.9_案） | 2 | 第●条（提供個人データの取扱いの訂正等）<br>1. 当社は、利用者から提供個人データの取扱いについて、訂正等を行った場合には、訂正又は追加された提供個人データを特定提供先に提供し、また、削除された提供個人データの項目を特定提供先に通知するものとする。<br><br>2. 特定提供先は、利用者から提供個人データの取扱いについて、訂正等を行った場合には、利用者に対し当社にその旨を連絡するよう依頼するものとする。 | 「取扱いを訂正する」という表現は意味が不明瞭、また「提供」と「通知」の使い分けも（何となくは分かりますが）意味が不明瞭だと思います。表現変更の必要があると思います。  | ご指摘を踏まえ、下記のように修正します（「取り扱い」を「内容」に変更）<br><br>1. 当社は、提供個人データの内容について、利用者からの請求に基づく訂正等を行った場合には、訂正又は追加された提供個人データを特定提供先に提供し、また、削除された提供個人データの項目を特定提供先に通知するものとする。<br><br>2. 特定提供先は、提供個人データの内容について、利用者からの請求に基づく訂正等を行った場合には、利用者に対し当社にその旨を連絡するよう依頼するものとする。<br><br>また、「提供」と「通知」については、例をあげると、「情報銀行」で提供個人データを修正した場合、当該修正後のデータを情提供先にも「提供」します（提供できるデータがあるため）。他方、「情報銀行」で提供個人データを削除してしまった場合には、情報提供先に当該データを提供することはできないので、削除した旨を「通知」することになります。 | 有 |
| 60 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間（ver 0.9_案） | 2 | 第●条（提供個人データの保証）<br>1. 当社は、特定提供先に対し、当社が提供個人データを適法、適正な方法により取得したことを保証する。<br><br>2. 当社は、特定提供先に対し、当社が上記1により取得した提供個人データの内容が当社の知る限りにおいて真実であることを保証する。  | 他業務での情報取得や、口頭で確認した事実のデータ繁栄までのタイムラグ等を考えると「保証する」と言い切ることは無理なのではないでしょうか。  | 「知る限りにおいて真実である」ことを保証するものです。<br><br>データの内容の正確性の確保等は、個人情報保護法第18条の定めです。実施については、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-3-1の解説では「なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる」としています。  | 無 |
| 61 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間（ver 0.9_案） | 3 | 第●条（責任制限等）1「第三者との間で紛争、クレームまたは損害賠償請求が生じた場合には、直ちに当社に対して書面により通知するものとし、当社において当該紛争等を解決するものとする   | こちらの条文では、特定提供先と第三者との紛争・クレーム・損害賠償請求等について全て情報銀行が解決しなければならないように読み取れます。例えば、総務省実証@京都の事例ですと、●●●タクシーに起こした自動車事故についても、紛争解決を情報銀行が担うように読み取れてしまいます。<br><br>このままですと、情報銀行の負担が大きすぎるため、事業者が模範とする約款として普及していかないと思われます。つきましては、情報銀行が一義的に解決するのは、情報漏えいに起因する損害賠償請求が生じた場合のみに限定し、情報銀行事業者の責任範囲を絞っては如何でしょうか。<br><br><案文>「第三者との間で紛争、クレームまたは損害賠償請求が生 | ご指摘の「提供個人データの漏えい、滅失、毀損等」の通り、「提供個人データの利用に起因または関連して」の範囲に限る趣旨になります。   | 無 |

|    |                                     |   |   |  |   |   |
|----|-------------------------------------|---|---|--|---|---|
|    |                                     |   |   | じた場合には、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を特定提供先が解決することを原則とする。ただし、第三者との間で提供個人データの漏えい、滅失、毀損等に起因する損害賠償請求が生じた場合には、直ちに当社に対して書面により通知するものとし、当社において当該紛争等を解決するものとする」                  |   |   |
| 62 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間（ver 0.9案） | 3 | 第●条（情報セキュリティ等）  | 「認定団体による当社に係る認定基準に準じた基準を維持していること。」<br>について<br>→提供先にも「認定基準に準じた基準」を適用することは難しいのではないか。中小企業が活用することができなくなるのではないか。  | 「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」に記載されているものであり、認定団体として、認定の意義である消費者個人の安心・安全を確保するために規定したものに なります。「情報銀行」がセキュリティ的に強固であっても、情報提供先がセキュリティ・ホールになってはいけません。   | 無 |
| 63 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間（ver 0.9案） | 4 | 第●条（委託）   | 「特定提供先は、当社の事前の書面による承諾を得ることなしに、第●条【注：上記の「利用目的」参照】に定める利用目的を達成するための業務（以下「本業務」という。）を第三者に再委託してはならない。」<br>について<br>→目的に応じて再委託先も異なってくるため、都度本人が個別に判断をするケースにおいては難しいのではないか。 | ご指摘の部分については、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」において情報提供先による再提供の禁止が規定されていることを踏まえ、認定団体として、「情報銀行」と情報提供先との間における相互の権利義務を明確化し、消費者個人が安心・安全にサービスを利用するために必要なものとして規定しているものです。<br>なお、委託に関して、特定提供先が本人に明示すべき事項は、「情報銀行」に準じ、ガイドブック 31 頁 e)の通りであり、都度本人が個別に判断する必要はありません。 | 無 |
| 64 | 【別添3】モデル約款：「情報銀行」と情報提供先の間（ver 0.9案） | 3 | 第●条（インシデント）<br>1. 特定提供先は、 <u>提供個人データの漏えい等が発生した場合</u> には、当社に対して直ちにその詳細を報告するものとする。<br>2. 提供個人データの漏えい等に際しては、特定提供先は、二次被害の防止、原因究明、利用者への適切な情報開示に向けて努力するものとし、当社の調査に協力するものとする。<br>3. 当社は、特定提供先による提供個人データの漏えい等について、当社が合理的と考える範囲及び金額で利用者の損害を補てんすることができる。この場合、特定提供先は、当該補てんの総額について当社からの求償に応じるものとする。 | 実際は、情報漏えい元の特定が困難であることを考えると、「漏えいの可能性」の段階で報告を求める規定としたほうが良いのではないのでしょうか。<br>情報漏えいしていても事実が事後になって発覚する場合もあることから、契約終了後も本条項の義務が継続する旨を規定したほうが良いのではないのでしょうか。                | モデル約款は、認定にあたり最低限必要な事項を定めるものであり、その趣旨に反しない範囲であれば、漏えいの可能性の報告など「情報銀行」において更なる事項を規定することを妨げるものではありません。<br>ご指摘の事後に発覚する漏えい等は、本契約に基づき取り扱った提供個人データに関する事項のため、契約終了後も訴求できます。<br>また、契約終了後の義務を限定的に定義すると、本契約に基づく他の事項が訴求できなくなることがあります。                        | 無 |